

「台風18号大分県災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 趣旨

平成29年9月17日に通過した台風18号による記録的大雨により、大分県内に災害が発生したことを受け、被災者の方々の生活支援の一助とするため、大分県共同募金会（以下「本会」という）では、義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

台風18号大分県災害義援金

3 受付期間

平成29年9月21日（木）から平成30年3月30日（金）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名義
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7549630	大分県共同募金会 台風18号災害義援金
ゆうちょ銀行	口座番号	00960-6-275726	大分県共同募金会 台風18号災害義援金

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分市大津町2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「台風18号 救助用郵便」と明記してください。

郵便料金が免除されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置（寄付金控除、損金算入）が認められる寄附金に該当します。

①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証（現金受付のみ）をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本要綱（「台風18号大分県災害義援金」募集要綱）も確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の受領書が必要な場合は、別紙「受領書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、受領書を発行いたします。

7 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を経由して被災された世帯に配分されます。

8 問い合わせ先

〒870-0907 大分市大津町2-1-41

社会福祉法人大分県共同募金会

TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250